

## 監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第3号 (4-1)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>◎ 総務部 ● 総務課 ○ 総務・防災担当</p> <p>1. 支出事務について 【指摘事項】 (1) 高潮災害避難者の浴場使用料の支出において、平成26年12月の利用分が平成27年5月に支出されている。請求年月は平成27年5月であるものの、請求までに半年近くを要しており、事故繰越になりかねないので、速やかに請求書を徴取し支出すべきである。</p> <p>2. 契約事務について 【指摘事項】 (1) 顧問弁護士において、予定価格調書の作成、及び見積書の徴収がなされずに契約が締結されているが、これらを省略できるのは市契約規則第27条の2、及び第28条に該当する場合である。 本委託については、予定価格調書の作成、及び見積書の徴収は省略できないと解するので、適正に事務処理されたい。 (2) 防災啓発番組「防災インフォ」放送業務委託において、仕様書で年間52回の放送と定めているが、実績では年間50回の放送となっているので、毎月の完了確認を徹底され、適正に事務処理されたい。</p> <p>3. 財産について 【指摘事項】 (1) 各課で使用する切手の受払簿を作成し、切手の管理をされているが、受払簿の決裁を一切行っていないこと、また、受払簿の他に切手種別毎の管理を行うため、集計票等を作成し、PC上でデータ管理をされているものの、同様に、決裁行為がなされていないので、その管理体制を強化されたい。</p> <p>4. その他について 【指摘事項】 (1) 嘱託職員の時間外・休日勤務命令簿における1ヶ月間の全(計13件)決裁を主査が課長代決を行っており、課長の決裁権限を無視した不適切な事務処理</p>	<p>(1) 根室浴場組合と締結した災害協定にもとづき、平成26年12月の高潮災害の際に、避難者へ公衆浴場災害時入浴券を配付していたが、根室浴場組合からは入浴券の利用実績はないとの報告を受けていた。 後日、平成27年4月になり、組合傘下の1施設より、利用実績が2件あったにも関わらず報告していなかった旨の連絡を受け、直ちに組合と協議、その後、支出事務を執ったため、支出が遅れたもの。</p> <p>(1) 本契約については、市契約規則第27条の2、及び第28条に該当するものとし、予定価格調書の作成、及び見積書の徴収を省略できるものと解していたため。</p> <p>(2) 年間の放送回数が2回不足している原因は、平成26年12月の高潮災害発生後の2週間分であり、防災啓発番組の放送ではなく、各種災害関連情報の発信を依頼していたため、番組の放送回数が減となったもの。</p> <p>(1) 購入した切手と使用した切手の枚数、金額を毎月末に集計し、確認しているが、決裁行為は行っていない。</p> <p>(1) 1ヶ月間の全決裁を主査が課長代決している件については、認識誤りによるものであり、後関についても失念していたもの。</p>	<p>同様に入浴券を配布する際は、双方において、施設利用の実績の確認を徹底し、適切に対応いたします。</p> <p>今後、見積書の徴収、予定価格書の作成を行い、契約締結することといたします。</p> <p>当時は、甚大な災害の応急対応や復旧期間であり、やむを得ない状況であったと考えておりますが、平時の放送については、当然、的確に履行確認を実施いたします。</p> <p>今後、受払簿及び、集計表について決裁行為を行うことといたします。</p> <p>今後、決裁行為及び後関について、適正に事務処理いたします。</p>

## 監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第3号 (4-2)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>となっている。 また、これらについてはいずれも事務取扱規程第8条の規定に基づく代決後の後関も行われていないので適正に事務処理されたい。</p> <p><b>【指導事項】</b></p> <p>(1) 市公印規則で規定されている公印の管理及び使用等については、その使用を含めて厳重に管理すべきものであるが、公印の管理 (第6条)、公印の使用 (第7条)、公印の印影の印刷 (第10条) などにおいて、実態と乖離しているものなどが見受けられるので、その管理体制の改善を図られたい。</p> <p>○ 職員担当</p> <p>1. その他について</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(1) 歳入歳出外現金 (保管金) の取扱について、過去 (時期不明) に不明額が発生し、長期間に亘って残り現在に至っているため、処理を行うこと。 今後において、歳入歳出外現金整理簿等により適正に処理し、不明額が発生しないよう適正に事務処理を行っていただきたい。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>(1) 職員の資格取得奨励助成金について、平成26年度においては、5名 (8名) の方が助成を受け資格取得しているが、もっと多くの職員がこの資格取得奨励金を有効に活用するよう職員に周知し、人材育成を図られたい。</p> <p>(2) 職員の服務規律 (交通事故防止) の遵守に関する取り組みについて、職務中の公用車の車両物損事故等による交通安全義務違反による処分が増加傾向にあり、市職員が率先して市民の模範となるべき立場にありながら、平成25年度2,853千円から平成26年度3,704千円と物損事故等が増加している状況の中交通事故防止通達だけでなく職員研修等を行うなどの取り組みを行うよう図られたい。</p> <p>○ 秘書担当</p> <p>1. 支出事務について</p> <p><b>【指摘事項】</b></p>	<p>(1) 慣例により処理を行っていたためによるものであります。</p> <p>(1) 現在の不明額については、書類不存在のため原因・発生時期共に不明ですが、歳入歳出外現金 (共済組合掛金、福祉協会掛金) については、共済組合への給与支給額の報告並びに職員からの掛金徴収を正確に行うことで適正な管理に努めているところであり、直近5ヵ年では不明額は発生していない状況であります。</p>	<p>管理体制を改善し、今後、適正に処理いたします。 管理上、実態と乖離する場合、規則改正も含め検討いたします。</p> <p>現存する不明額については、会計課と協議し事務処理を進めてまいります。</p> <p>職員の資格取得奨励助成金については、平成26年度に運用開始した制度であり、職務遂行にあたって有効な資格取得を奨励しているものです。 人材育成には職員自ら学ぶという意識・意欲が重要でありますことから、今後とも本制度の周知とともに、各種研修への参加など、職員の自学を奨励してまいります。</p> <p>交通事故の防止については、日頃から注意喚起しているところですが、より一層の注意喚起を図るため、昨年11月には根室警察署の協力を得て職員研修会を開催したところであり、今後とも市民の範となるよう職員に対し交通事故防止・交通ルールの遵守を喚起してまいります。</p>

## 監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第3号 (4-3)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>(1) 交際費の支出において、平成26年3月3日に購入した品代を平成26年度予算で平成26年4月17日に支出されているが速やかに請求書を徴取し平成25年度予算で支出すべきであり、又平成26年3月末日に購入されている品代等については資金前渡により平成26年度予算で支出されているが、支出負担行為何票を起票し、平成25年度予算で支出すべきであり、適正を欠くので留意されたい。</p> <p>○ 広報広聴担当</p> <p>1. 支出事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 支出負担行為額が50万円未満で会計課へ回付を要しない支出負担行為何票において、起票はなされているものの決裁行為を行わずに事務処理を行っており、結果、支出負担行為の承認がなされずに支出命令票を起票しているため適正に事務処理されたい。</p> <p>2. 契約事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) ラジオ広報番組に係る請負契約において、随意契約ではあるが、執行司に添付している契約書(案)に請負先が記入されているので、適正に事務処理されたい。</p>	<p>(1) 交際費の支出については、基本的に資金前渡をもって支払い対応しておりますが、3月に購入した品代等については、一部が4月以降に請求されることもあり、資金前渡についても3月末を持って精算し、残金を一般会計に戻入する必要があることから、これまでの慣例に従って、翌年度予算で支出を行っていたところであります。</p> <p>(1) 支出負担行為額が50万円未満の支出負担行為何票については、決裁行為が必要ないという認識誤りによるものであります。</p> <p>(1) 随意契約で請負先が決まっていたことから、誤って請負先を記入してしまったものであります。</p>	<p>今後は、できる限り3月末までに請求書を徴収し、年度内での支出に努めるとともに、4月以降に請求書が送付された場合は、一般会計より負担行為何票を起票し、口座払い等で対応いたします。</p> <p>認識を改め、今後は適正に事務処理いたします。</p> <p>適正な契約書(案)と差替え、書類整備を行いました。今後、適正に事務処理いたします。</p>
<p>● 情報管理課</p> <p>○ 情報管理担当</p> <p>1. 契約事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) コンビニ・クレジット納付書封入封緘業務委託において、設計図書で積算した金額と見積書比較価格及び予定価格に相違が見られるものが1件あるので、整合性を図られたい。</p> <p>(2) クラウド版起債管理システム使用許諾契約、及び光ファイバー保守契約において、随意契約ではあるが、執行司の段階にも関わらず添付されている契約書(案)若しくは仕様書(案)に業者名が記入されているので、適正に事務処理</p>	<p>(1) 設計図書は参考見積等をもとに適正に作成したが、見積合わせ予定価格書に記載すべき予定価格及び見積書比較価格を誤った金額で作成したものである。</p> <p>(2) 執行司添付用の契約書(案)と契約締結用の契約書が混在し、誤って業者名の記載があるものを執行司に添付したものである。</p>	<p>今後、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、適正に事務処理いたします。</p>

## 監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第3号 (4-4)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>されたい。</p> <p>(3) 総合行政ネットワークシステム保守契約において、契約期間が平成26年4月1日から平成27年3月31日までとなっているが、契約締結日が平成26年4月21日となっており、契約締結日より前に業務が履行されているので、適正に事務処理されたい。</p> <p><b>【指導事項】</b></p> <p>(1) 電子計算機操作業務委託において、仕様書に委託業者による情報管理課職員に対する教育・研修を実施する旨の記載がされているが、実施内容についての記録が整備されておらず、いつ誰に対して、また、どのような教育・指導がなされたか不明であるので、特に専門性の高い知識についての教育・研修がなされた際には、書面により内容を記録するなど、改善されたい。</p>	<p>(3) 契約期間は平成26年4月1日～平成27年3月31日までであり、本来4月1日付けの契約書を作成するところ、誤って4月21日付けの契約書を作成したものである。</p> <p>(1) 定期・不定期に随時必要な場面において、庁内ネットワーク・セキュリティ対策等の専門性の高い知識の教育や、各種システムの運用及び維持・管理に係る適切な助言の提供を受けているが、時期・対象職員・対象業務・助言内容等を明記した記録の作成は行っていない。</p>	<p>今後、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、必要に応じて教育・研修・助言内容を記録及び供覧し、担当内職員にて情報を共有することといたします。</p>
<p>● 税務課</p> <p>○ 課税担当</p> <p>1. 支出事務について</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(1) 消耗品購入において、業者からの請求書(消費税)の額に誤りがあり、そのまま支払をされているが、精査の上精算されたい。また、同じく請求額に誤りがあり過払いが生じているので、精査の上精算処理されたい。</p> <p>○ 納税担当</p> <p>1. 収入事務について</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(1) 市民税の外勤領収書の出納員控において、合計金額と納付額に相違が見られるものが1件あり、一方で当該外勤領収書の収入原符(会計課保管)を確認すると、合計金額と納付額が一致している。出納員控が収入原符の複写となっていることから、金額の訂正を行った嫌いがあり、金額の訂正は当然に認められるものではないので、厳に慎まれたい。</p>	<p>(1) 請求金額の内訳の確認を怠ったため。</p> <p>(1) 徴収金を払い込むため、徴収金額の合計と収入原符の集計を行った際に期別の合計金額と納付額の合計欄に誤記入を発見したため、書損処理及び納付者への再交付を行わず、納付合計額欄を訂正したもの。</p>	<p>業者に対する過払い及び不足分については精算済みであり、今後は請求金額の内訳等、請求書の内容を精査・確認の上、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後収入原符の金額等を誤った場合は、書損もしくは訂正処理を行うなど、適正に事務処理いたします。</p>